

申請に対する処分個別票

| | |
|----------------------|--|
| 所管局部課（担当）名 （電話番号） | 健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981) |
| 処分課（担当）名 | 大阪市保健所生活衛生監視事務所 |
| 処分の名称 | 美容所使用前の検査確認 |
| 概要 | 美容師法では、公衆衛生上必要な基準を確保するため、その業を一般人が行うことを禁止し、届出を受けた者に対してのみその禁止を解除しています。したがって、業として美容所を開設しようとする者は、その施設ごと大阪市に届出を行い、使用前検査確認を受けなければなりません。 |
| 根拠法令等 及び条項 | 美容師法 (昭和32年6月3日法律 第163号)第12条 |
| 審査基準 | <p>1 開設届には、次の書類が添付されていること。</p> <p>(1) 構造設備の概要（規定の様式）</p> <p>(2) 従業者名簿（規定の様式）</p> <p>(3) 管理美容師修了証書（ただし、美容師である従業者2名以上の美容所を開設する場合）（原本を提示する）</p> <p>(4) 美容師についての医師の診断書は発行後おおむね1カ月以内のもので結核、伝染性皮肤病疾患、その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患について明記したもの。</p> <p>(5) 開設者が法人である場合は法人登記事項証明書</p> <p>(6) 開設者が外国人の場合、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る）</p> <p>(7) 従業する美容師の免許証（原本を提示する）</p> <p>2 開設届出書類の内容が、美容師法及び大阪市美容師法施行条例及び大阪市美容師法施行細則の規定を満たしていること。その他、「環境衛生関係事務提要」（株）ぎょうせい発行）掲載の運用通知（厚生労働省通知）によること。</p> <p>3 当該施設の実地検査の結果、開設届出内容と相違がないこと。</p> <p>第12条 美容所の開設者は、その美容所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第13条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、当該美容所を使用してはならない。</p> |
| 標準処理期間 | 処分期間 14日間（ただし、閉庁日は除く。） |
| 経由日数 | なし |
| 提出先 | 施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所 |
| 提出時期 | 随時 |
| 提出方法 | 届出書、添付書類及び手数料を検査確認を受ける施設の所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所へ提出してください。 |
| 手数料 | 16,000円 |
| 相談窓口 | 施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所 |
| ホームページ | http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000006217.html |
| 備考 | |